

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和元年12月23日

○出席委員（13名）

委員長 戸上 健  
委員 南川 則之  
委員 瀬崎 伸一  
委員 奥村 敦  
委員 中世古 泉  
委員 坂倉 広子  
委員 世古 安秀  
  
議長 木下 順一

副委員長 山本 哲也  
委員 濱口 正久  
委員 片岡 直博  
委員 河村 孝  
委員 浜口 一利  
委員 坂倉 紀男

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水 敏也  
書記 中山 真緒

次長兼  
議事総務係長 木田 崇

(午後 2時42分 開会)

○戸上 健委員長 全員協議会に引き続き、お疲れさまです。

ただいまから議会改革推進特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本日も協議いただく案件は事項書のとおりです。

それでは、1、新たな（仮）議会審査特別委員会の設置検討についてを議題としたいと思います。

事務局から説明をいたさせます。

○清水事務局長 iPadのほうの（表紙）、新たな（仮称）議会審査特別委員会の設置検討についてのファイルをごらんください。

このペーパーは、11月28日に議会改革の小委員会で協議結果についてまとめたものです。ちょっと読ませてもらいますと、現在の鳥羽市の総務民生常任委員会及び文教産業常任委員会の二つの常任委員会を一本化するという議論を行いました。そのときに、一本化を決める前に、一本化するとどのようなメリット・デメリットがあるのか、それからもう一回検討したらいいのではないかということでした。

また、この委員会を設置して、そこで全員による審査を行い、総務民生及び文教産業常任委員会においてはそのまま設置しておいて、両委員会では調査を行うこととしたらどうかと意見が出ましたけれども、小委員会では正式な決定ではございませんでした。

しかし、例えば3月会議に議案審査特別委員会を設置していく方向で行うとした場合に、どのようなことが想定されるか、委員会規則との整合も含めて議会事務局でまとめるように指示があったというのが、これが小委員会の振り返りでございます。

そして、下の括弧、私どもの事務局への指示事項がまとめてございます。

まず1点目が、指示事項1、現在の二つの常任委員会が設置された経緯についてまとめておくこと。指示事項2、特別委員会を設置した場合における既存の常任委員会との規則を含めた整合性、及び特別委員会と常任委員会との違いなどを取りまとめておくこと。三つ目が、委員会に議長を外すとした場合での関係法規などとの整合性等もまとめておくことということで、この三つがございました。

それで、委員長、今度資料の1-1ですね。このことについて、うちの次長から説明をしてもらいます。よろしいですか。

○戸上 健委員長 はい。次長、どうぞ。

○木田次長 議会事務局、木田です。よろしく申し上げます。

皆様のお手元に、iPadのほうに入っております各委員会設置遍歴一覧というのをごらんください。

先ほどうちの事務局長のほうから、委員から事務局への指示事項ということで、現在の二つの常任委員会、この二つの常任委員会というのは総務民生と文教産業常任委員会の二つのことをいいますが、設置された経緯についてということで調べておくということでしたが、ほかの部分も含めてちょっと調べをさせていただきましたので、お話をさせていただきます。

各委員会設置遍歴一覧、上に表が一つ、下にまた同じような感じで表が一つありまして、まず上のほうの表

でございます。

一番左側のほうに委員会名がございまして、上から12委員会並んでおります。上から1、2、3、三つが特別委員会、まず特別委員会三つです。それで、4から8が、4から6は常任という言葉はついておりませんが、いわゆる常任委員会の流れでございます。それで、9から11までというのが決算とか予算の關係の委員会でございます。それで、12番が今開かれておる議会改革推進特別委員会ということで、参考に載せさせていただきます。

上から、委員会の名前のところに色つきで塗り潰しがあるのが特別委員会ということでございまして、あと、この表の中で縦位置に色を塗っておる平成11、平成15、平成19、平成23、平成27は改選のあった年でございます。あと、それと、それぞれ丸が打ってある数字は設置されておった年で、設置されておる年の中で一番前、この表では平成9年からしかすみません、載っておりませんが、マリントウンなんかは平成5年から実際には設置されておるんですが、割愛させていただいて平成9年から載せさせていただいておって、この当時6人の委員が選ばれておった。総務委員会とか文教民生委員会、経済建設委員会とかそういうのも6人ということで、途中で議員改選があつて、議員定数も変わったということの影響を受けたりして人数が変わったものは、途中で人数が変わった。例えば、総務民生委員会は6から5に移っておって、その後18年まで同じ人数でいっておる、そういうふうに見ていただけるようにお願いします。

それででございますが、上から説明させていただきますと、マリントウン21特別委員会と医薬品調査特別委員会、環境問題調査特別委員会に関しましては、特別委員会ということで特定の案件について、これらマリントウン21であるとか、医薬品調査特別委員会は下の表にもありますように市の診療所における医薬品の在庫数の問題ですね。あと、環境問題調査については、第2松尾工業団地のフッ素汚染問題の解決のためということで、それぞれ特別な理由の案件のために設置をされ、それぞれが解決した、問題終了した時点で委員会は廃止という形になっております。

それで、設置・廃止ともに議会の議決を経ることが特別委員会の決まりでございますので、こういう形で今までなっております。

続きまして、4番から8番でございます。

4番、総務委員会、5番、文教民生委員会、6番、経済建設委員会に関しましては、ちょっと途中で名前も変わっているときがあるみたいなんです、多少、市の発足当時からほぼこういう形で委員会があつて、それぞれの議案、あと当初は予算委員会というものがございませんでしたので、予算委員会がなかった当時は予算議案については分割付託という形で、総務に関するものは総務委員会、文教民生に関するものは文教民生委員会にかけるというふうな形で、それぞれ分割付託でかけておったという時代でございます。

それで、総務委員会、文教民生委員会、経済建設委員会が平成9年、19人の議員定数のときは、議長を除いた18名の方を6名ずつ割り当てておったんですが、平成15年の議員改選のときには議員定数が16人になりました。16人になったことで、これ、当然1人ずつ減りますので、各委員会5人ずつになったという状況でございます。

それで、5人の状態で平成18年までずっといったんですけども、その後、その間に、一番下のほう、すみません、表の間のところに書いてありますが、地方自治法というところを見ていただくと、1議員は1常任

委員会にしか属することができないという決まり事が地方自治法にうたわれておって、平成17年まではそれに縛られておりました。それで、その縛りが、議員は少なくとも一つの常任委員会に属するという、全く変わったものになりましたので、その時代に……すみません。これはすみません、今の振りは9番から11番の説明のところに行くところでした。申しわけございませんでした。

それで、5人ずつということで、非常に少ない人数でそれぞれ委員会をやって、3人以上がおれば、賛成者が、賛成者・反対者3人でそれぞれ否決、可決になるということで、人数的にかなり少なくなってきたと。その流れから二つの委員会になってきたというのが実際の流れであろうということでございます。

それで、平成19年の改選のときに、議員定数は変わっておりませんが、その当時16人であったのを、全議員を2委員会でも振り分けという形で、8人・8人になっております。それで、23年には14人という議員定数になったこともあって、今と同じように7人・7人ということで、二つの委員会が7人ずつという状況が生まれたという、そういう状況でございます。

(「頑張れよ」の声あり)

○木田次長 すみませんでした。

それで、もう一つの説明です。

決算とか予算の関係でございますが、2ページ目にも載ってはおるんで、2ページ目もまた見ていただくとよろしいかと思いますが、当初、先ほども説明させていただいたように、予算関係というのは全て総務民生とかそっちの、文教民生、総務委員会、経済建設委員会といった委員会のほうに分割付託されておったという状況でございました。

それではよろしくないよねということで、途中、平成20年に予算特別委員会というのが設けられております。このときに、実際には先ほど言った地方自治法の、議員は少なくとも一つの常任委員会に属するという決まり事変わったことを受けて常任委員会をつくることができたのかなと思うんですが、ちょっと様子見みたいな部分があって、平成20年にはまず特別委員会からつくりましょうということでつくったというような形跡がございます。

それが23年まで続いておって、23年になると決算特別委員会とあわせて今の予算決算常任委員会ということで、13人全員、議長以外13人が入るような形になっております。以前のような1議員は1常任委員会にしか属することができないというもとでは予算決算常任委員会もちょっと成り立たないという状況ではあったんですが、状況が変わったということで、実際にこのような形になってきております。

それで、12番目、議会改革推進特別委員会というのが平成25年、議長以外の全議員ということで設置され、今に至っておるんですが、特別委員会という意味合いからいうとなかなか難しい部分があるのかなというふうな、先ほども申しましたような特定の案件を付託しているという部分がちょっとないところがあって、そこら辺はまた考えていかなければいけない部分があるとは思われます。

2ページ目については、また見ておいていただくレベルでいいかなと思うんですが、もしわからないところがあれば聞いていただければと思います。

○戸上 健委員長 局長。

○清水事務局長 それでは、私のほうから、資料2をごらんください。

常任委員会と特別委員会の違いについてということで、ご指示いただいたことについてまとめてございます。この資料につきましては、私どもよく使う地方議会運営辞典から抜粋してきたものでございます。

1ページの左側は常任委員会、右側は特別委員会になってございます。

ちょっと私、字句訂正なんです、特別委員会の欄に1行目、「特別委員会及び議会運営委員会」となっていますが、この「特別委員会」は「常任委員会」の誤りでございます。すみませんでした。

まず……資料は直っているようでございます。失礼しました。

常任委員会は、アンダーラインのところなんです、一定の部門の当該地方公共団体の事務に関する調査、及び議案、請願等の審査を行わせる委員会のことを常任委員会と呼びます。特別委員会につきましては、特定事件を審査するために設置された委員会のことをいいます。

そして、必要性なんです、アンダーラインのところ、特別委員会のほうなんです、自治法第109条第1項では、議会は、条例で特別委員会を置くことができると定めており、これを受けて標準委員会条例では、特別委員会は必要がある場合において議会の議決で置くと、必要がある場合において議会の議決で置くというふうになってございます。

もう一つ下のアンダーラインですが、特別委員会を設置する場合は、常任委員会が設けられている議会においては2個以上の常任委員会を通ずる事件、または特に重要な事件であって、特別の構成員により集中的に審査する必要があるというときでございます。

次に、2ページをごらんください。

地方自治法の位置づけの中で、左側が常任委員会ですね。アンダーラインのところ、常任委員会は条例で置くことができるということと、常任委員会はその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査、及び議案、請願等を審査するというふうになっております。

そして、右側の特別委員会ですが、自治法が条例で特別委員会を設けることを認めているのは、特別委員会をその都度単独条例で設置する趣旨であるが、委員会条例に一般的な規定を設けておいて、議会が議決によって設置を決定する方法をとっても差し支えないということになってございます。

そして、次に3ページをごらんください。

次に、ここでメリットとか注意点についてまとめております。

まず、左側の常任委員会でのメリットなんです、少数であるためにまとまりやすい、②発言について本会議のような厳しいルールがないので自由活発な議論が期待できる、③制限公開であるために忌憚のない質疑、意見発表ができるといった点が挙げられる。そして、デメリットですが、①執行者とのなれ合い、執行権に介入しやすい、②小事にとらわれがちになる、③一部の住民の利益代表者に陥りやすい点が挙げられ、密室会議だという批判があるということで、これはこの辞典に載っているものをそのまま読ませていただいています。

それで、注意点です。これは特別委員会のほうの注意点ですが、①特別委員会は本会議で事件の付託を議決されて初めて設置されるものである。したがって、特別委員会を設置するための議決はなく、あくまでも付託事件がセットされなければ不完全ということです。②常任委員会が設置されていて特別委員会を設けなくても済む場合は、常任委員会制度の意義が失われる心配があるので注意を要するというようになってございます。

その下の欄ですが、議案審査特別委員会を設置した場合の課題点、今ちょっといろいろ読ませていただきましたが、その課題点をまとめたのが下の表です。

①常任委員会は事務に関する調査、及び議案、請願等の審査を行うことに対し、特別委員会は特定事件を審査することとなっている。今回、特別委員会で議案等を審査することとしているが、本来の特別委員会の目的に合致していない点が一つの課題と思われます。

次、②が、常任委員会が設けられている議会においては、2個以上の常任委員会を通ずる事件、または特に重要な事件であって、特別の構成員により集中的に審査する必要があるというような形になってございます。これが課題かなということでもまとめさせていただきました。

その下は、これも調べてくださいということでしたんですが、特別委員会を設置した場合の鳥羽市条例との整合点ということもございますが、これ、検討している特別委員会につきましては、鳥羽市の条例に何も支障はないなというふうに思いました。

次のページをめくっていただきますと、4ページになります。

全国で一本化された事例市ということで、尾鷲市とか北海道さんが載ってございます。これ、戸上議員の資料等もいただきながらまとめたものでございますが、行政常任委員会の委員数、定数、そしてその人口についてまとめてございます。

そして、本日決めていただくことと書いてあるんですが、3月会議からこの仮称の委員会を設置するかという可否ですね。もしこれが無理ということだとここで終了になるわけですけれども、もし可決ということになれば、要は諸手続として本会議で、この議長の次第書を書いています、このような形で特別委員会を設置して、正副委員長を選任してやるという形をちょっとまとめてございます。

私のほうからは以上です。

○戸上 健委員長 何か補足ある。ありませんか。

説明は終わりました。

この件について、ご意見ございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 流れとして、きょう可決というか、可否をとるところですわね。そこまでいけるんならいくというところが……。

(「うちの中山」の声あり)

○戸上 健委員長 どうぞ。

○中山書記 可否をとるところまでいかどうかというところもあるかと思うんですが、まずはうちとしてどうしていくかという検討が必要になってくるかと思しますので、それをまずご検討、ご協議いただければと思います。

(「委員長」の声あり)

○戸上 健委員長 河村委員。

○河村 孝委員 私、小委員会のメンバーですので、大体説明されたとおりの流れの議論がありました。それで、私は議案の審査に関して一本化することに賛成の立場です。

それが、常任委員会自体を一つにするというところには事務的な無理があったのかな。だから、今回特別委員会、審査の特別委員会というところなのかな。そこも議論するのかな。

○戸上 健委員長 特別委員会の方が難しい状態やったな、説明では。

はい、局長、どうぞ。その他で説明してください。

○清水事務局長 私が今読ませていただいたとおり、特別委員会というのは特定の事件ということになってございます。ですので、今回、総務民生常任委員会で要は議案とか審査するものよりは少し考え方が違うのかなというふうに思っています。

それで、一常任委員会として設置する場合ということも一つの案であると思うんですが、どちらかといえば、私がちょっと読ませていただいた関係では、一常任委員会のほうが一特別委員会よりもこの考え方としては合っているのかな、もし一本化するということであれば、そういうふうに私は思いました。

○戸上 健委員長 河村委員。

○河村 孝委員 議案をみんなで審査するというところに関しては、ある程度みんなコンセンサスがとれるのではないのかなというふうに思っています。

ただ、それに付随する例えば委員会の権限、所管事務調査だったり、二つの委員会を持っている所管の課のじゃ視察だったり、その辺、具体的なところをどうすんのやとなってくると、また難しい問題ではあるのかなと。

方向性としては、特別委員会にしようが一常任委員会にしようが、どういう形でいいのかも含めて、一本化するというのはもう僕前から言っているんで、あとは事務的なテクニックの運用の問題ではないのかなというふうに思うんです。その辺をもう少し皆さんに、先輩議員も含めてもんでいただいて、掘り下げてもらったらなというふうに思いますけれども。

○戸上 健委員長 一本化するということをまず皆さんのほうで、その是非についてそれぞれご意見をいただきたいというふうに思うんです。それで、仮に一本化ということになれば、今の自治法上、特別委員会という名称にするのはちょっと無理じゃないかというのが局長の説明でした。

それで、尾鷲市の視察をしましたけれども、尾鷲市の場合も常任委員会、行政常任委員会という名称になっておりました。そのほかの北海道の四つの市議会の場合も行政常任委員会という名前になって、自治法をクリアしとるということになります。ですから、皆さん全体でじゃ一本化しようということになった場合に、じゃ一本化のあり方は特別委員会にするのか常任委員会にするのかということをもた改めてご議論いただきたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

(「委員長」の声あり)

○戸上 健委員長 はい。

○浜口一利委員 議案審査を特別委員会では無理という今説明で、その後、議案審査常任委員会というのをつくるかどうかという話でしょう。二つある、総務と、今総務民生と二つのものを一つにするという話でええんかな。今委員長が言われたのは、何かそれも含めての話をしているような感じと私は受け取ったんですけれども。

○戸上 健委員長 はい。訂正しておきますけれども、今ある総務民生と文教産業の常任委員会を廃止して一本化するということを、私、そこまでしましょうという提起をしているわけじゃなくて、それはまた皆さんのほ

うでじゃどうするのかと、現在の常任委員会をどうするのかということとその次の段階で議論していただきたいということなんです。

まず、議案審査、特に条例案なんか各二つの委員会に付託されて別個にされていますけれども、14人しかいないんだからみんなの力を合わせようと。議長が提案なさったオール鳥羽市議会の精神の方向だというふうに思うんですけども、そういう方向をまず全体で一つできればその次の段階に行くというふうに思うんですけども、この点はいかがでしょうか。河村委員が提起したように、議案審査、条例審査について、みんなでやる方向でいこうということについての皆さんのご意見はいかがでしょうか。

それはちょっとまずいと、今までどおり別個にしたほうが良いと、7人・7人でしたほうが良いというご意見もあれば、一本化したほうが良いというご意見もあろうかと思うんですけども、それぞれ発言していただきたいというふうに思うんです。その点はいかがでしょうか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません。私も小委員会のメンバーをやらせていただいていますけれども、よろしいですか。

○戸上 健委員長 ああ、どうぞ。

○濱口正久委員 審査に関しては、やっぱり一本化していただいたほうが議論が深く、より活発化されるのではないかなというふうに思っておりますので、先ほども出ましたけれども、議長が目指しているオール鳥羽市議会としては、一本化のほうが私はいいのではないかなというふうには思っております。

○戸上 健委員長 坂倉委員、どうぞ。

○坂倉紀男委員 古い話になるんですけども、常任委員会が三つあったときには、要するに二つに委員会を減らしたと。このときの最大の理由というのは、やっぱり人数も減ってきたということも、委員会の人数も減ってきたということも一番あるんですけども、細かく審議をするためにはやはり細かく分けたほうが良いという。ただし、三つを二つにしたという理由、これはもう、将来をずっと見越して、議員定数も減ってくると、あるいは人口も減ってくると。そういったことを見通しながら、もう議会のほうとしてもそれぐらいのことはせないかなということ、常任委員会を二つにしたということでした。

だから、このたびのことについても、特別の事例についての審査は100条委とかそういったものがあるわけなので、だから、普通の通常の付託議案に対する審査というのは、やっぱり今、彼も言ったように、全体で、みんなで要するに審議すればいいと思いますよ。

○戸上 健委員長 はい。

他にご意見ございませんでしょうか。

(「委員長」の声あり)

○戸上 健委員長 世古委員。

○世古安秀委員 今回、かすみがうらさんのほうへ、議会のほうへ議運のほうで視察に行ってきた、あそこは……

(何事か発言するものあり)

○戸上 健委員長 ちょっと待ってください。

○世古安秀委員 私のほうがちょっと先に。視察に行ってきた、あそこは委員会が別々に、各常任委員会が別々

にあつて、議案審査特別委員会というふうなのをつくってやっているんですけども、僕はそれ、視察をいただいて、特段鳥羽市では特別委員会をつくって審議をするようなことやないかなというふうな感想を持ったんですけども、やっぱり常任委員会の活動をもっと活性化する、委員会中心主義でやるというふうな、今もやっていますけれども、なお一層やっぱり活性化するためには、私は委員会は二つあつて、それぞれの所管で議論をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○戸上 健委員長 世古委員、その委員会を二つ、今ある常任委員会をもう一本化するのか、それとも二つ残すのか、残したまま議案の審査、この行政常任委員会ですけれども、そういうものを新たに作るのか、この議論はまだですので、一本化するかどうかだけ皆さんのご意見をまず頂戴しています。

それで、一本化はオーケーということでしたでしょうか。

○世古安秀委員 いや、私は……

○中山書記 もし一つの常任委員会をつくとした場合、所管が全部その委員会に当たりますので、今の文教産業と総務民生は廃止ということになります。あと、予算決算ですね。なので、三つを廃止して一つの常任委員会をつくるという形になるので、もう全てその委員会で所管されるというような状況になります。

○戸上 健委員長 事務局のその意見はわかりますけれども、例えばさつき出とったかすみがうらの場合は、議案審査について議運で、いわば特別委員会といいますか行政の常任委員会に、議案審査のところへ付託して、そして、これは現在ある二つの常任委員会に付託すると、現地調査が必要なものというふうにして。二つの現在ある常任委員会をそのまま存続させている事例もあったので、ですから、どういう持ち方をしていくかということとはまた改めて検討したほうが良いというふうに思うんです。

もうセットでやると、じゃ二つの常任委員会をどうしようということになってから、もう連動していくというふうに思うんですわ。その行政常任委員会をつくるかどうか、みんなで審議する常任委員会をつくるかどうかという点が。そうじゃないんでしょうか。

はい、どうぞ。

○中山書記 もしかかすみがうら市さんのように特別委員会をつくった場合でも、所管がその特別委員会に移るということになりますので、常任委員会と特別委員会が同じ所管を持つということは難しいということで解説書に書いてあります。

ですので、一本化する場合も特別委員会の場合も、同じ所管を二つの委員会で持つことはできないということになっておりますので、その点は頭に置きながらご協議いただければと思っております。

○戸上 健委員長 そうなると、ちょっとまとめますけれども、そうなると河村委員や坂倉委員がおっしゃったように全体で議論すると、議案の場合は全体で議論する常任委員会、もしくは特別委員会を設置するという事になった場合に、現在ある二つの常任委員会は法的にはもう廃止せざるを得ないんだということになりますか。

○中山書記 そうですね。二つの委員会に同じ所管を持たずということと委員が同じということであれば、二つに分ける理由はないのかなと思いますので、そこは廃止という形になるかと思います。

○戸上 健委員長 うん。廃止という方向だけでも、例えばかすみがうらの場合は、今の二つの鳥羽のような常任委員会は残しながら、議案審査をみんなでやる特別委員会、審査委員会でしたか、そういうものをつくっ

とるわけです。それがもう法的に間違いだと言えるかどうか、逸脱しとるかどうかということとは別に、そういう事例もあると。苦肉の策かどうかわかりませんがね。

ですもので、まずみんなで議論するような場をつくっていくのかどうかということについて、いかがでしょうか。

片岡委員、手挙がっていましたか。はい、どうぞ。

○片岡直博委員 ちょっとだけずれるかわからんですけれども、ここで、意味というところで、特定事件を審査するため設置された委員会のことをいうとする、これを特定するとすると、100条委員会等々がありますので、一本化する、何か特別に審議せないかんと100条委員会というのは設置することが可能ですので、そういうところで諮られたらどうですかね。一つの考え方なんですけれども。

○戸上 健委員長 はい、わかりました。

今、議論になっとなるのは、例えばこの12月議会で議案が全部で13本出ましたけれども、そのうち6本は所管の委員会の付託ということになったわけなんです。それはもう全部総務民生常任委員会に付託になって、文教産業の委員のメンバーの皆さんは、全体の質疑では南川委員のようにできたけれども、細かな審議はできなかったわけですね。会計年度任用制度の問題なんかみんなにかかわることだというふうに思ったんですけども。そうすると、みんなでやっぱり議論したほうが議会の総力を発揮できるんじゃないかというのは、もうこれは自明の理だというふうに思うんです。

じゃ、それを優先した場合に、じゃ常任委員会、今の地方自治法との整合性をどうクリアしていくかと。ここをくぐってどうしていくかということになってくるというふうに思うんですわ。そやもので、まず皆さんのほうで、みんなで議案審査をやるんじゃないかということでもとまれば、じゃ今の二つの常任委員会をどうクリアしていくのか、それをまたもう一遍研究しようということになるというふうに思うんです。

まず最初の前段の段階について、ちょっと全体で意志統一しておきたいというふうに思うんです。合意を図っておきたいというふうに思うんですが、どう、それで。副委員長、どう。

○山本哲也委員 はい。

(「ちょっと」の声あり)

○山本哲也委員 ああ、先いきますか。

(「いいですか」の声あり)

○戸上 健委員長 はい、どうぞ。

○坂倉広子委員 少しちょっと、もう少し掘り下げてもらって、例えばといって委員長が言っていたように、今回の12月議会の中では文教さんはなかったですね。

○戸上 健委員長 そうです。

○坂倉広子委員 それで、総務民生でこの議案をもんだと。いや、そうじゃなくて、みんなでもみましょうよ、みんなで聞いて、それで審査をして、全員でやっていきましょうよということはどう決めるかということ今回、可否をとるといふふうにとらせていただいたらいいですか。

○戸上 健委員長 そうです。

○坂倉広子委員 はい、わかりました。

○戸上 健委員長 まずそれだけ、みんなの合意を得ようと。それで、合意が得られれば、この方法としてじゃ次、次の段階を研究しようということなんです。

○坂倉広子委員 そういうことですね。だから、はい、わかりました。

○戸上 健委員長 副委員長、どうぞ。

○山本哲也委員 結構難しいところが今回のあれではたくさんあるのかなというので、今回、さっき例に挙げた、各所管をまたぐような案件の場合はわかりやすいんですけども、じゃ、それ以外のものも全部そうするかという話になってくると思うんですね。

なので、それ以外、今までであれば総務に付託すること、文教に付託することというのを、もうそれぞれを全部皆さんでやったほうがいいんじゃないかということを一応皆さんのほうにご意見をもらって、どうしましょうかということの意見をいただきたいというのが今回の趣旨でございますので、またぐもの、それ以外も含めて全部、皆さんの意見、どのような、どういうふうな議案に対して、今までどおり総務・文教2委員会のみままでいいんじゃないかということ、それとも、皆さんで一本になって全部議案を審査しようじゃないかというような感じになるのかなというふうに思います。

さっきから、特別委員会をつくるかどうかというのはその手段のところの話であって、一応今回、事務局のほうからは、余り胸を張ってこれでやりましょうと言えるような解釈がちょっとしにくいのかなというところなんかなと僕は思いますんで、それでも一応いけるんじゃないかというのをこの議会で判断するのか、それとも、いや、そういうところはやめて、ちゃんとルールをきちっとして進めましょうかということ、手法のほうは変わってくるのかなというふうに思います。

ちょっと僕もこれは難しいところが出てくるのかなとは思いますが、確かに全議員でやればいろんな意見も出てくるのかなとは思いますが、今はそれぞれ各委員会で責任持ってやってもらっている部分もあるので、その辺のバランスとか、その辺は皆さんどう考えているかというのははっきり意見を出していただいたほうが僕はいいのかなというふうに思いますんで、ぜひ、我々小委員会では結構いろんな話はしていますけれども、小委員会だけでなく全議員でどう考えているのかという部分を判断していただきながら、またその小委員会のほうでもめたらなというふうに思いますんで、ぜひぜひ皆さんの意見をいただきたいなというふうに思いますけれども。

今争点となっているのは、じゃこれから上がってくる議案、例えばこの3月なんですけれども、3月に上がってくる議案、どういった議案が上がってくるかというのはこれからになりますけれども、それを見る前にもう一本化して全員で臨もうとするのか、それとも、今までどおりでいいのかどうかということという部分を判断していただければいいのかなというふうに思いますけれども。

(「委員長、よろしいですか」の声あり)

○戸上 健委員長 局長、どうぞ。

○清水事務局長 私、先ほど前段に特別委員会の趣旨と常任委員会の趣旨とを述べさせていただいて、特別委員会は一本化するに当たって、議案を審査するのにふさわしくないというふうに私は解釈をとっています。

ただ、先ほど出ました一常任委員会というのはまた別なんです。特別委員会というのはいけないと思いますが、常任委員会はまだいいですよということなんですけれども、ここでちょっと聞いていただきたいのが、

一つの常任委員会にしたときのメリットとデメリットというのもちよっと私、言うとしたほうがいいのかなど思っていて、先ほど正久議員が言われたとおり、メリットとしては活発化ということも出ましたが、委員間の情報の共有化という観点からするといいのかなどというふうに思います。

ただ、一本化で常任委員会をした場合に、全員が委員ですので、今度は本会議場の質疑はもう必要ではないんじゃないかということも私、本を読んどって疑問があったところです。

それで、もう一つが、委員会を全員がやったら、委員会全員でここで採決をとるわけですよね。そして、本会議でも採決をとりますよということになってくると、委員会での採決と本会議の採決、本会議の重みというのがなくなってしまうんじゃないかなというふうにも思ったんです。

(「委員長」の声あり)

○戸上 健委員長 よろしい。

河村委員。

○河村 孝委員 それは今までも、予算決算常任委員会是一緒のことをやっているわけじゃないですか。予算審査に関してはみんなでもんで、みんなで知恵出し合って、みんなで討論までという形になってきてるわけですよ。だから、それが一本にするデメリットというか、支障があると心配されると局長は言うけれども、私は全然心配していない。

それで、質疑についても、本会議場でそれだけ積極的に質疑が今までありましたか。多分、戸上委員長だけです、そういうところではね。自分の所管の委員会の部分と違う委員会のところについての議案についての質疑をしとるわけです。ならば、委員会でもっと深くもんで、話し合って、みんなでいい知恵を出して採決を迎えたほうが、私はメリットのほうが大きいと。だからそうすべきだという提案をさせてもらったんです。

○戸上 健委員長 他に。

ちよっと意見が違うという方、いらっしゃいますか。

山本委員。

○山本哲也委員 違うことはないんですけども、今の現状、2委員会の状況でも、各委員会で審査し終わった後、本会議場に戻って委員長に対する質疑とか、その委員会に関与していない人間が委員会のメンバーにも入っていくようなところは担保されとるわけなんですよ。そこで質問する方は今のところそんなにいませんけれども。

まず、一応制度上、所管外の議員がその議案に触れること、前もって質疑もできますし、一応担保はされとるのは担保されているんです。それを使うか使わへんかとか、活用するかどうかというところで、今現状のような状況になつとるところと、一本化すると、言つとるように予算決算は今皆さんでやっていますからいいんですけども、僕、多分この予算決算が今全員でできとるんは、ほかの二つの常任委員会があるから、本会議場でのあれがたとえ全く同じ表決になつとつても見逃してもらつとる部分じゃないですけども、というのものがあって、それが全部一本化になると、局長に今説明してもらつたように、本会議場でのやりとりという部分が軽くなってしまうというか、もうほぼ一緒のことをするわけですから、その辺の危うさとかというのは僕、局長が説明したのは僕、そういうことやとは思ってますね。

そこは、今、予算決算は予算決算で全員でやって、皆さんから意見もらいながらさせてもらつとるんで、そ

それはそれで僕はすごくメリットやと思うので、それが、全部の委員会が同じようにできれば、僕はすごく委員会としての強化といいますか、各委員会は強くなるかなというふうには思うんですけども、それとあわせて考えなあかんのは、さっき局長が言ってもらった本会議場のこと、本会議を軽視じゃないですけども、軽くなってしまうんじゃないかというところについては、全部がそうになったら、僕はあそこで行うことはもうほぼパフォーマンスになってしまうような感じになるのかなとは思っているので、そこに対する危機感というのは僕、ゼロじゃないというふうには思うので、一本化するときの怖さとか、怖さというか、本会議至上主義じゃないですけども、その部分が軽くなってしまうんじゃないかという危うさを皆さん持たなあかんのかなとは思っているので、その辺も含めて、ここは皆さんも考えをしてもろたほうがいいかなと思いますけれども。

(「はい」の声あり)

○戸上 健委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 こんな話をすると、当然一本化という話をどうするかということに議論がなっていくわけなんですけれども、私も副委員長の言った部分というのも尊重しなければいけない部分はたくさんあると思います。

一本化を早急に今するのはちょっと冒険かなという、何か疑心暗鬼な部分があって、やはり委員会があって、本会議もそれぞれ役目を果たした中で議会というのが存在するという現状があるわけなので、それをやはり最後まで担保したいなというところがあるわけなので、私はもうずっと何か、一本化はちょっと待てよというような意見なんですけれども。

ただ、今回あったような、文教産業は開かなくてもいいような状況というのは、やはりこれはどんなふうに解決しなければいけないかというところは、何かええ方法がないかなとは思っています。例えば、議案説明を早くやってもらって、質疑応答をやって、表決はとらないというのができるかどうかというのはちょっとわからんけれども、全員でそのような機会を設けながら、そういうことをやりながら、どうしても一本化しなければいけないということであればまた考えればいいとは思いますが、何かちょっと早急に一本化というのは、ちょっと待ってくださいよというところがあるわけなので。

○山本哲也委員 すみません。提案じゃないですけども、今回で僕一つわかってよかったというのは、特別委員会を設置する場合、議案付託がセットになってくるということですよ。逆に、そういった案件の場合はそういうふうに特別委員会を開催して、全員で一本の議案をもむことができるわけじゃないですか。なので、これは総務にもかかるし文教の一部にもかかっちゃうとかという部分については、そういう特別委員会をつくって全員でもむことはできるということなので、その辺はそういうふうな手法もとれるように鳥羽市議会としてはやってみてもいいのかなというふうには思うので、毎度毎度……

(「委員会が開かれやせんというのはちょっと何かせなあかん」の声あり)

○山本哲也委員 というところなんかなと思いますけれどもね。

○戸上 健委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません。私、前の小委員会の中の認識でいくと、とりあえず一本化していいのかどうかということや1年ぐらいかけてやって、お試し期間じゃないですけどもやってみるのはできるのかどうかということから、議案審査の特別委員会をその都度設置して、その方向でやっぱり議論が活発化されて、それでええというんやったらその方向で、またそれはいろいろ考えるべきかなというふうには思うんですけど

も、今の状況でいくと全然前へ進んでいかへんような気もするので、どうなんですかね。

この議案審査、今、副委員長もおっしゃったように、その都度議案審査特別委員会というのを設置、今回3月ぐらいからやってみてはどうかなどは思うんですけども、私は。どうなんでしょうかね。

○**浜口一利委員** 局長、例えば、正久議員の言われる前へ進まんということやけれども、何かやってみたらという、それも踏まえてなんですけれども、先ほどもちょっと言うたんですけども、今回のように文教は全く委員会を開かなくてもいいような状況というのはやっぱりなくすということであれば、議案審査を、説明を事前に受けてという部分が委員会で議案が深められない要因にもなっているということなんで、全員でそれを聞いて、質疑応答して、それを踏まえて委員会でもむというような形も考えられるというのを今思いついたんですけども、本当に今。議案説明を全員で受けて。

(「委員長、よろしいですか」の声あり)

(「議案説明を今議運だけでやっ取るけれども、議運メンバーだけ議案説明を受けているけれども、全員で協議を」の声あり)

○**浜口一利委員** ただ、議運ではできやせんもので。議運では議会の日程を調整するだけやもので。

それで、それをも踏まえて、今の付託される委員会がよりそれを、そのことも踏まえてしっかりもむというような形というのも考えられるのではないかなと思ったんですけども。

(「委員長」の声あり)

○**戸上 健委員長** 河村委員。

○**河村 孝委員** 何となく皆さん絵が見えていないんでわかりづらいんだと思うんですけども、ここは勇気を持って僕は前に進むべきだと思います。それで、だめなら修正すればいいですよ。皆さんにそういう思いを持っていただきたい。

慎重になれるのもよくわかります。よくわかります。本会議場が軽くなってしまうのではないのかという心配もよくわかるんですけども、私は、逆に本会議場でこういった熱い議論を交わしていると、じゃ例えば所管の担当の執行部に来てもらうて、本会議場はそういう熱いものをやる場では僕はないと思っている。もう少し本会議場というのは神聖にあるべきなのかなというイメージなんです。国会はそうではないんだろうけれども、私は入ってきたときから何かそういう重みがある、だからこそ皆さん、一礼して入るわけじゃないですか。権威があると僕は思っ取るんです。

だから、こういう場でちょっと座布団を変えて、雰囲気変えて、肩の力抜いて委員会でももうやというほうが、僕はいいいアイデアが出るというふうに思っています。

それで、先ほどの質疑の話なんですけれども、質疑の話も、本会議場では別にやれるけれどもやる必要がないんで、委員会で深く聞いていただく。当然、それに賛成する人もおとし反対する人もおろすわけですよ。それで、それも委員会で出尽くす。それで、当然採決も反対に回りました。それで、今までもそれで反対に回る人は、ちゃんと丁寧に本会議場で反対討論をしていたと思うんです。自分の意見を表明していたと思うんです。それは何も私は変わらないというふうに思うんでね。

もっと皆さんに思い出してほしいのは、僕がこれを一番最初に提案したときに、次の事項にある、委員会における議長の委員辞任についてもこれ、議論するわけです。いかへんかな、きょうは。そこがあって、それで、

坂倉委員から指摘のあった幼保の問題で、所管をちょっとさわったほうがいいんと違うんかというところの問題もサイドとしてはあるわけじゃないですか。それで、冒頭おっしゃったように、これからの人口減少を見据えて、当然、議員定数削減というのはこれ、毎年毎年議論していかないかん、每期每期議論していかなあかんところというのは誰もが認識ではあるところだと思うんで、そういうところもしっかり踏まえて、じゃどういふふうに対処していくのかというところを皆さんにもう少し考えていただきたいなというふうに思います。

(「委員長」の声あり)

○戸上 健委員長 南川委員。

○南川則之委員 私も小委員会の委員ではないんですけども、河村委員が言われたことに大賛成です。

今回ずっと見ていただくと一番よくわかっていただけだと思うんですけども、一つ例を挙げると、中央の民間委託の問題を捉えたときに、4時間ぐらいかかってみんなでもんだという例があります。これは、みんなでやったものであれだけの議論が出て、中身を物すごく調べた私と戸上議員がもう積極的に発言はさせてもらったんですけども、その言葉を捉えてとか問題を提起したことを捉えて、他の委員からもすごくそれについてはどうなんやとかいう質問があったりとか意見があったりとか、活発化したと思うんですね。

それを含めて、その予算決算常任委員会では採決で賛成となったんですけども、採択したんですけども、本会議ではさらにそういうことも踏まえて賛成討論があったり反対討論、それにもまして反対討論がきっちりといかんかったら賛成討論も3人も出ていただいてとか、本当に活発化されて、見とる市民も、ケーブルテレビでは本会議しか映らないとか委員会はホームページとか、見る人の視点がちょっといろいろ違いますもので、ああ、いろんなことをやるとるんやなということも、議会も活発化されとるなということがあって、かなりよかったと思うんです。

それともう一つは、今回文教がいろいろ議案の審議ができなかったということもあって、総務の人はいろいろやっていただいたんですけども、文教も、私も含めて本当にいろんな意見を言いたいし、聞きたかったことは多々あるんですね。その中でもできなかったということがありますので、私はみんなでやって、いろんな意見を出し合うということで何の問題もないかなと思いますし、この本当に鳥羽市の市民から受けた議会ですので、迷ったらんとしっかりと、先ほど河村委員が言ったように勇気を持って前へ出るというか、本当にやらないかんことですので、前進してやってほしいなと思います。

一つの例は、尾鷲市にみんなで、有志で行ったですけども、そんな話も聞きまして、結果的によかったという話も聞いていますので、まずはやるということを出して、さらに議会が活発化しとんのやという意味を市民にアピールするにもいい材料やと思いますので、ぜひやってほしいなと思います。

○戸上 健委員長 事務局。

○中山書記 委員の皆さんのご意見をいただきまして、いろいろな意見があるかと思います。

それで、委員会につきましては、鳥羽市議会として議案を審査するという上で非常に大事な案件かと思しますので、本日の採決ではなくて、これを持ち帰っていただきましてさらに研究を深めていくという形でさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○戸上 健委員長 それでよろしいか。

(「そうしましょう」の声あり)

○戸上 健委員長 はい。

委員会の議案審査、質疑と本会議の質疑というのは、本会議の質疑は疑義をただすということしかできないんです。委員会のように縦横無尽に自分の意見も言うのと、提案もするというのは委員会審議で可能ですもので、もう本会議の質疑とは全くこれは違います。

ですから、議案というのは全部市民の暮らしに直接かかわるものですから、14人の、議長を除きますけれども、13人の全議員が英知を集めると、そういう場合はどうすればできるんだということをまず大前提に考えていただきたいというふうに思うんです。

それにまつわって、自治法やいろいろな法的な問題点があれば、抵触するようなことがあれば、じゃどうすればそれをクリアできるのかということも次以降に事務局も交えて考えていただきたいと思います。我々小委員会もそれをまた考えるというふうに思います。

ですもので、今の議論はまたちょっと継続して、持ち帰っていただいて、皆さん方も独自で調べていただいて、次の機会にということにしたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○戸上 健委員長 では、この件はそのようにいたします。

続きまして、委員会における議長の委員辞任について、議題としたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

○中山書記 それでは、議会改革推進特別委員会資料の3をごらんください。

こちら11月28日の議会改革推進特別委員会小委員会の打ち合わせにて、議長のほうから常任委員会の辞任について言及されております。

それで、現在の鳥羽市議会では、慣例によりまして議長は総務民生常任委員会のほうに、副議長は文教産業常任委員会のほうに所属していただくことになっております。ただ、中立・公平である立場の議長としては、一常任委員となるのはどうかということでご発言がありまして、委員会の採決時にも意思表示をするべきではないのではないかということで意見がありました。そこで事務局として案を二通り出させていただいております。

常任委員を辞任する場合には、一度就任していただいた後辞任する場合と、委員会条例で規定して選任しないという二通りがございます。

案の一つ目としては、就任後辞任する場合ということで、現状の慣例どおり2年に1度総務民生常任委員会委員のほうに就任していただきまして、一度常任委員となった後に議会の同意を得て辞任するものです。一度就任という形をとりますので、委員会条例ですとか会議規則の改正は必要ございません。

案の二つ目としましては、委員会条例を改正しまして、あらかじめ議長は常任委員会委員に選任しないことを規定しておくものです。こちらについては委員会条例の改正が必要になってきますので、委員定数についても改正が必要となります。

どちらの場合においても、先ほどの常任委員会制の話もあつたんですが、現状の形でお話をさせていただき

ますと、正副議長の所属振り分けがそのままの場合、文教産業常任委員会7名、総務民生常任委員会6名、予算決算常任委員会13名ということで、総務民生常任委員会は1名欠員のままの状態となります。

議長が常任委員から外れることについてのメリットとしましては、議長の中立・公平性を保持し、職責に専念することができるということで、デメリットについては、委員会の委員数が1人減となることで議論や委員会の活動力の低下が考えられるということが挙げられます。

それで、2ページになりますが、議長の常任委員の辞退について解説を書かせていただいております。

二つ目をごらんください。議会の同意を得て議長が常任委員を辞退できる理由ということで、議長については、一旦常任委員となった後、議会の同意を得て辞退することは、特に必要がある場合においてはやむを得ないという、これは行政実例で出ているものですが、とされているが、その理由は何かということで、議会運営にとって極めて重要な職責を担う議長が常任委員となることにより、議長本来の職責の完全な遂行に支障が生じる場合も考えられるからであるということで、実際に行政実例で、必要がある場合においては議長は辞退することをやむを得ないということで出ております。

また、一番最後、2ページの最後になりますが、常任委員選任の有無に係る委員会条例での扱いが書かれております。

議長を中立・公平性の立場から最初から常任委員として選任しないとする規定を設けることは可能かということで、問題として挙がっているものですが、地方自治法第109条第2項で、委員の選任は条例委任事項であるため、その旨を委員会条例に規定すれば可能であると解するということが書かれております。

3ページになります。

その議長の辞退のときに、副議長も議長に何かあればかわりをしなければいけないのでということで話があったんですが、こちらも解説のほうにありまして、副議長の常任委員辞退は適当かということで書かれているんですが、あくまでこの行政実例で出ている、認められたのは議長のみであるということ、副議長が議長の長期にわたる事故により議長職をかわっても、副議長の常任委員の辞退もやむを得ないとまで解釈を拡大することには無理があるということで書かれておりますので、難しい状況となっております。

それで、県内の状況を調べさせていただきました。3ページの最後につけてあるものですが、現在、議長が常任委員会に所属していないのは県内で8市、津市、四日市市、伊勢市、尾鷲市、志摩市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市ということになっております。あと、一応県のほうも確認させていただきましたら、三重県も同じような状況となっております。

それで、うちと同じように常任委員会に所属しているのが松阪市、桑名市、伊賀市、名張市、熊野市の5市ということで、県の流れ的にも議長は常任委員から外れているというような状況となっております。

それで、案を二つつけさせていただいたんですが、委員会条例に規定せずに議会の同意を得て辞退しているところが津市、四日市市、伊勢市さんと、あと三重県ということで、現状の委員会条例の改正というまでもなく、辞任の申し出によって議長の辞退は可能ということで、こちらを採用するのがいいのかなということで考えております。

以上です。

○戸上 健委員長 説明は終わりました。

この件についてご意見はございませんか。

事務局の説明では、議長が本会議場で辞任を表明して、委員会条例改正じゃなくて、そして、それを受けて辞職といたしますか辞任といたしますか、それを認めるという方向をとろうということです。

この件について、ご意見ございませんでしょうか。

(「委員長」の声あり)

○戸上 健委員長 河村委員。

○河村 孝委員 私は、議長は中立・公正であるべきだと思うんで、すぐにでもやるべきだというふうに思います。

まず、私の意見よりも議長のお気持ち、自分のことなんでなかなか言いにくいのかなという、議長の意見が聞いてみたいのと、議長経験者の先輩方は一体どういう思いなのかという意見も私は聞いてみたいです。

○戸上 健委員長 なるほど。もっともなご意見だと思います。

木下議長、いかがでしょうか。

○木下順一議長 今、事務局から説明があったとおり、案1がいいと思うんですね。この先また定数なんかいろいろ変わってきたりするので、そういう規則を変えたりするよりは、本会議場で辞任をするというような1案がいいというのと、冒頭、次長のほうから今まであった委員会の表が出ていましたと思うんですけども、あれはあくまでも人数合わせのように私はとれるんですね。

三つあったのを二つにしたときとか、人数合わせで、例えばこの案では文教委員会が7人、総務が6人となっています。それが逆転してもよろしいんですけども、別に委員会が同数でなくてもいいと思うので、ぜひ中立・公平な立場から、今後どなたさんが議長になられてもこういうことはしっかりやっておくべきかなと思うので、議長辞任がふさわしいと思っています。

○戸上 健委員長 はい。前議長さん、いかがでしょうか。

○浜口一利委員 これについては、このように議長はやっぱ委員会にもう出るべきではないと思います。本当に私も、委員会に私がいてええのかなという感じのときがよくあるし、議案についても事前に説明があるもので、ある程度の説明なんですけれども、なかなかその中で意見を言うとなると、やはり難しいところがよくあるもので、この点については、もう議長は中立・公平性を維持し、職責に専念してほしいと思います。

○戸上 健委員長 はい。前々々議長であられたと思うんですが、坂倉紀男委員、いかがでしょうか。

○坂倉紀男委員 全く一利議長、前任議長と全く一緒ですけども、やはり常任委員会へ出席して、ぼけ一つは言わんけれども、要するに座っているだけで、かえってそれを、要するに常任委員会などで得た知識を、情報を糧にして何かを言うという立場でもないし、何のためにおるんやろというような気持ちは私も随分長い間しましたですよ。

だから、そういうふうにきちっと決めてもらえば、もう本人も悠々と、ほかのまた職務がたくさんありますね。そやから、そちらへ専念してもろたらええんです。

○戸上 健委員長 ああ、わかりました。

その前の議長でいらした世古委員、いかがでしょうか。

○世古安秀委員 もういつやったか忘れたと思いますけれども。これはもう僕が辞任したらいいと。一旦、条例

改正をするまでもなく、就任してからすぐ辞任にしたほうがいいというふうに思います。

○戸上 健委員長 わかりました。

現議長も議長経験者の皆様も、この方向でとおっしゃってありました。

異論ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○戸上 健委員長 では、こういうふうには、この件はそうのようにいたしたいと思います。

そうすると、事務局、これは3月議会で議長から辞任申し入れがあって、その場でということになりますか。

はい、どうぞ。

○中山書記 3月ということも考えられるんですが、1月に本会議を予定しておりますので、その場でも可能と  
なっております。

○戸上 健委員長 4月。

○中山書記 いえ、1月です。

○戸上 健委員長 1月、ああ。1月21日ね。ああ、わかりました。それはもう議長の判断で、事務局と相談  
していただいて、議会改革を待つまでもなく1月21日、もしくは3月ということで諮っていただきますよう  
に。皆さんそれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○戸上 健委員長 はい。それでは、この件はそうのようにいたします。

続きまして、3、鳥羽市議会基本条例第8条に基づく議決事件の取り扱いについてを議題としたいと思います。

事務局から説明をいただきます。

局長、お願いします。

○清水事務局長 資料4をごらんいただきたいと思います。

きょう全員協議会のほうで、鳥羽市地域福祉計画と鳥羽市景観計画をご説明いただきました。この二つの計  
画につきまして、鳥羽市議会基本条例第8条に議決事件としてこの計画を載すかどうかというのを決めていた  
だきたいということで挙げさせていただいています。

議決事件として、鳥羽市基本構想並びに鳥羽市基本計画があります。そのほかに鳥羽市行政改革大綱、鳥羽  
市総合保健福祉計画、鳥羽市観光基本計画、鳥羽市都市マスタープランがございます。

この中で、片仮名イの鳥羽市総合保健福祉計画につきましては、もうこれは削除になって、もしきょうお決  
めいただくのであれば、鳥羽市地域福祉計画がこれとかわるような形になると思いますが、決定いただく事件  
につきましては、この二つの計画について議決事件として取り扱うかどうかお決めいただければと思います。  
よろしく申し上げます。

○戸上 健委員長 説明は終わりました。

ご意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○戸上 健委員長 異論ないというふうには思うんですが。

(「どうかというところを判断してほしいなというふうに思いますので」の声あり)

○戸上 健委員長 この地域福祉計画については、鳥羽市総合保健福祉計画とかわりますもので、これは異論ないというふうに思うんです。

それで、もし削除ということになったら、それこそこれ問題になりますもので、議論していただきたいのは、2の鳥羽市景観計画ですね。これを議決事件として入れるかどうかという点になると思いますけれども、いかがでしょうか。

河村委員。

○河村 孝委員 じゃ、先頭切ります。

先ほど来出とる、議長ももっとオール鳥羽市議会というところで、全員で事に当たるという方向を目指すなら、議会の議決事項にして、しっかり皆さん勉強していただいて、賛否を問うというところは当然の流れだと私は思います。

○戸上 健委員長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○戸上 健委員長 はい。それでは、この件はそのようにいたします。

事務局長、どうぞ。

○清水事務局長 この二つの議決事件につきまして、1月21日の本会議のほうでこの改正をさせていただきますので、ご了承願います。

以上です。

○戸上 健委員長 となると、1月21日に建設課の景観計画か、これは議案として出るということでしたけれども。

(「ああ、そうや」の声あり)

○戸上 健委員長 はい、事務局。

○中山書記 1月のほうは景観条例のほうが上がってきまして、景観計画のほうはまた別となりますので。

○戸上 健委員長 ああ、そうですか。

○中山書記 はい。

○戸上 健委員長 ああ、わかりました。はい。

ご協議いただく案件は以上です。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○戸上 健委員長 これをもちまして、議会改革推進特別委員会を終わります。お疲れさまでした。

(午後 3時59分 閉会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年12月23日

議会改革推進特別委員長      戸   上      健